

蓮田市建設工事最低制限価格制度実施要領

(令和2年2月3日市長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、蓮田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- 二 決裁権者 蓮田市事務決裁規程別表第1の決裁区分による決裁権者をいう。
- 三 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 四 下限値 第4条第1項第一号のただし書きにおける10分の7.5及び同条第二号における10分の7.5をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、工事に係る競争入札のうち、設計金額が130万円超のものとする。ただし、次の各号に定めるものを除く。

- 一 単価契約による入札
- 二 総合評価方式による入札

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切捨て）
- 二 決裁権者が特別なものと認めた場合については、第一号にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じて得た額とする。

三 算出に当たっては、第一号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じて得た額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じて得た額とする。

(予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載)

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設定するときは、予定価格を記載した書面には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を「(最低制限価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 この要領の規定により最低制限価格を設定するときは、入札公告又は入札指名通知に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札した者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(要領の公表)

第8条 この要領は、公表するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年3月31までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年5月31までに公告又は指名通知したものについては、従前の例による。